

# アメリカ裁判制度の現状

---

## Ⅲ 裁判権(2)－領土裁判権

### [参考判例]

- 1 インターナショナル・シュー事件 [International Shoe Co. v. Washington, 326 U.S. 310 (1945)]

#### (事実)

上告人インターナショナル・シュー社は、デラウェア州設立の法人で、ミズーリー州セントルイス市に主たる事務所を置き、全米において靴を販売していた。ワシントン州においては、10 数人の販売員をコミッション・ベースで雇い、本社の販売部長が彼らを管理監督していた。販売員は、客にサンプルを見せ、注文を本社に取り次ぐだけで、価格その他の条件を決めたり注文を受諾したりする権限はなかった。注文を受諾し、商品を出荷し、代金を回収することは、本社が行っていた。被上告人ワシントン州は、州法に基づき、当該販売員に関して上告人に失業保険掛け金の使用者負担金を賦課する司法手続をとった。上告人は、上告人がワシントン州の法人でもないし、同州において事業活動を行ってもいないから、ワシントン州が上告人に負担金を賦課することは連邦憲法第 1 条第 8 項第 3 号の州際取引条項および修正 14 条の適正手続条項に反するとして争った。ワシントン州最高裁判所は、上告人が州内において通常かつ組織的顧客勧誘を行っているから州裁判所の裁判権に服すべき事業活動 (doing business) がワシントン州にあると、判示した。上告人は、これを不服として、連邦最高裁判所に上告した。連邦最高裁判所は、ワシントン州最高裁判所の判決を支持した。(州際取引条項違反の争点については省略する。)

#### (争点)

適正手続条項違反の争点は、州内での活動は州における所在をなすのに不十分か、州内における所在がないと裁判権を及ぼしえないか、上告

人の州内での活動は州における所在をなすものであるか、という点であった。

(判旨)

適正手続条項は、被告が法廷地州に所在しない場合に、被告を対人裁判権に基づいて判決に服せしめるには被告が法廷地州との間に一定の最小接点 (minimum contact) をもっており、訴訟を維持することが「フェアプレイと実質的正義の伝統的観念」 (traditional notions of fair play and substantial justice) に抵触しないことを要求する。

個人の場合と異なり、会社の人格は擬制であって、その所在は、その本拠地およびその他の地において、会社のために活動することを許された者が当該会社のために活動することによってのみ、出現する。適正手続条項の要諦は、連邦制の枠内において、会社にその地の訴訟に应诉させることが合理的なだけの接点を、当該会社が法廷地にもっていることである。この意味において、当該会社が法廷地の合意または送達受領代理人の指定をしない場合であっても、会社のそこでの活動が、継続的かつ組織的 (continuous and systematic) であるのみならず、訴訟を受けるべき責任を生ずるに至る場合には、当該州に会社の所在があることは明らかである。

逆に、会社の代理人が会社のためにある州に一時的に所在しても、会社代理人の単一の行為または独立した活動がある州にあっても、その活動と関係のない事実について当該会社に裁判権を及ぼすには不十分である。(しかし、このような活動も、行為の性質と状況によっては、それから生じた義務・責任について裁判権を及ぼすことが許される。)

会社は、ある州において活動する特権を行使するかぎりにおいて、その州法の恩恵と保護を享受している。その特権の行使は義務を生ずる。その州での活動からまたは関連して生じた義務について、その州の裁判権をその会社に及ぼすことは、ほとんどの場合、不当とはいえない。

上告人のワシントン州における活動は、継続的かつ組織的であり、州法の恩恵と保護を受けていた。したがって、ワシントン州に上告人の所在があるとして、その裁判権をこれに及ぼしたことは適正手続条項に反しない。

## 2 バーンナム事件 [Burnham v. Superior Court of California, 495 U.S. 604 (1990)]

### (事実)

原告と被告は、ウエスト・バージニア州で結婚し、ニュージャージー州で結婚生活をおくった。約10年間後、別居を決意し、原告である妻は子供を連れてカリフォルニアに移った。翌年、被告がカリフォルニアに出張した際、サンフランシスコで週末を子供と過ごした。原告は、カリフォルニア州裁判所に離婚訴訟を起こし、子供を原告宅に送り届けに来た被告に訴状を交付送達した。被告は、特別応訴し、適正手続条項に基づき、裁判所の対人裁判権を争った。

カリフォルニア州の裁判所はいずれも被告の主張を退けたので、被告は連邦最高裁判所に上告した。連邦最高裁判所は、判決理由は分かれたが、全員一致で対人裁判権を肯定した。

### (争点)

送達時に非居住者である被告が法廷地州に一時的にでもいたことは、州内での行為と関係のない請求について、裁判権の基礎となるか (transient jurisdiction)。

### (判旨)

[スカリア判事の意見 (判事9名中4名の意見)]

インターナショナル・シュー事件以降、「伝統的観念」から、州外の被告に対する裁判権の行使が許されるか否かを判断している。当裁判所は、州外にいる被告 (absent defendant) については、その法廷地州における接点から生じた訴訟にのみ、19世紀における原理からの逸脱を認めている。なお、ヘリコプテロス事件においては、州と州外法人との間に十分な接点があれば法廷地州との接点から生じたものではない訴訟についても裁判権を認めているが、これは物理的所在をもたない法人についてのみ適用のある原理である。

アメリカの伝統において対人裁判権に関してもっともしっかりと確立している法理は、州裁判所はその州に所在する非居住者に対して裁判権を有するというものである。修正14条が採用された1868年当時においては、アメリカの裁判所で共有されていた原理である。

インターナショナル・シュー事件以降の判決は、法廷地州に被告の物理的所在がなくとも、訴訟に関連する最小接点があればその代わりとなりうるという原理を示唆しているが、法廷地州における被告の所在がもはや必要ないとか、それだけでは足りないという立論を支持するものではない。

シェーファー事件も、インターナショナル・シュー事件同様に、州外にいる被告に対する裁判権の問題であり、物理的所在の代わりとしての「最小接点」が財産の所有である場合には、これと訴訟が関連するものでなければならないとの原理を述べる以上のものではない。物理的所在が州内にある被告を州外にいる被告と同じに扱うことを必要とするものではない。わが国の伝統は、州内にいる被告と州外にいる被告との二つをまったく別の種類として取り扱っている。

したがって、被告が任意に法廷地州に所在する場合には、州内にいる被告に対する裁判権は、最小接点の分析を待つことなく、それ自体で「フェアプレイと実質的正義の伝統的観念」に適合している。

[ブレナン判事の意見（残り5名中4名の意見）]

被告が任意に法廷地州に所在する場合に、適正手続条項上、州内にいる被告に対して裁判権の行使が許されるという点については、スカリア判事の意見に同意する。しかし、伝統的裁判権であること自体によって永遠に合憲的という点については、同意できない。

スカリア判事の分析方法は、インターナショナル・シュー事件およびシェーファー事件におけるわれわれの判決において排除されている。シェーファー事件におけるもっとも重要な見識は、すべての裁判権の法理はたとえ古えからの法理であっても適正手続の現代的観念を充足しなければならない、というものである。インターナショナル・シュー事件において展開された最小接点の分析方法は、ペノイヤー事件判決から生み出された法的小説および事実に基づく虚構の寄せ集めよりも、はるかに賢明な裁判権の概念構成である。

一時的所在の法理は、合理的予見に矛盾せず、適正手続に適合すると強い推定を与えられる。法廷地州を訪れることによって、一時的に所在する被告は、その州が提供する重要な恩恵を実際に利用している。その者の健康と安全は、その州の警察、消防、および緊急医療サービスによって保障されている。その者は自由に州の道路・水路を旅行すること

ができる。その者はその州の経済の所産をも享受することができる。さらに、憲法 4 条の特権・免除条項によって、州政府が法律の保護や裁判所の利用について一時的滞在者である被告を差別することを禁止している。他方、現代の交通・通信の発達のおかげで、居住する州以外において訴訟遂行する負担も、わずかなものである。これらの理由により、法廷地州に任意に所在する被告に裁判権を行使することは、原則として、適正手続の要件を充足する。

---

3 ヘリコプテロス事件 [Helicopteros Nacionales de Colombia, S. A. v. Hall, 466 U.S. 408 (1984)]

(事実)

テキサス州ヒューストンに本部を有するWSH社は、ペルー国の石油パイプライン建設を請け負い、人員・資材の搬送をコロンビア国のヘリコプテロス社（本件被告）に依頼した。被告のヘリコプターがペルー国で墜落し、乗っていたWSH社の従業員らが死亡した。死亡したWSH社の従業員の遺族（本件原告）が、WSH社、テキサス州法人であるヘリコプターの製造メーカー、および被告に対して、テキサス州裁判所に訴えを起こした。前二者は応訴したが、被告は特別応訴してテキサス州の対人裁判権を争った。被告とWSH者との契約は、テキサス州で交渉されたが、契約地をペルー、紛争解決地をペルー、代金支払場所をニューヨークと定めていた。被告は、テキサスでヘリコプターを購入し、乗務員の訓練などのために従業員をテキサスに送った。被告はSWH社から契約代金としてテキサス州を支払場所とする小切手を受け取った。被告には、これら以外にテキサス州との関係はなかった。

テキサス州最高裁判所が、被告に対人裁判権を認めることは適正手続条項に反しないと判決したので、被告は、連邦最高裁判所に上告した。連邦最高裁判所は、テキサス州の対人裁判権を否定した。

(争点)

被告と法廷地州との接点が原告の請求と無関係である場合に、適正手続条項上、法廷地州は被告に対して対人裁判権を及ぼすことができるか。

(判旨)

適正手続条項は、被告が法廷地州に所在しない場合に、被告を対人裁判権に基づいて判決に服せしめるには被告が法廷地州の間に一定の最小接点 (minimum contact) をもっており、訴訟を維持することが「フェアプレイと実質的正義の伝統的観念」 (traditional notions of fair play and substantial justice) に抵触しないことを要求する。紛争が被告の法廷地との接点から生じまたはこれに関連する場合には、被告と法廷地と訴訟との関連性が対人裁判権の本質的基礎となる。

請求原因が被告の法廷地との接点から生じまたはこれに関連するのでない場合、州外法人と法廷地州との接点が十分なものであれば、このような法人に対人裁判権を及ぼしても適正手続条項には反しない。法廷地州における「継続的かつ組織的」(continuous and systematic)事業活動は、州外法人に対して一般的裁判権を行使する基礎として、合理的かつ正当である。

本件では、原告の請求が被告の法廷地州における活動と無関係であることに争いはない。被告とテキサス州との接点は、契約の交渉のために役員をテキサスに派遣したこと、ヒューストン支払いの小切手を受け取ったこと、ヘリコプターを購入したこと、および、乗員訓練のため従業員を派遣したことである。契約交渉のための役員の派遣は、「継続的かつ組織的」なものとはいえない。ヒューストン支払いの小切手の受領は、支払人の一方的行為(unilateral activity)であって、被告のテキサスとの接点とはならない。物品の購入はたとえ定期的になされても、その購入に関連する請求原因について対人裁判権の基礎とはなっても、無関係の請求原因についての対人裁判権の基礎とはならないから、ヘリコプターの購入は、テキサス州の被告に対する一般裁判権の基礎とはならない。同様に、ヘリコプターの購入に関連して乗員訓練のため従業員を派遣したことは、それに関連する請求原因についての個別裁判権の基礎とはなっても、一般裁判権の基礎とはならない。したがって、被告には、テキサス州における「継続的かつ組織的事業活動」となるような接点はない。



#### 4 ミリケン事件 [Milliken v. Meyer, 311 U.S. 457 (1940)]

##### (事実)

コロラド州にある石油採掘権の持ち分をめぐる、原告と被告の間に紛争が起こった。原告は、ワイオミング州の裁判所に被告を訴えた。被告は、提訴当時コロラドに居住していたが、ワイオミングに住所 (domicile) を有していた。ワイオミング州の法律は、州外にいる州の住民に対して対人裁判権を認め、州外における交付送達を認めていた。原告は、これに基づき、被告に対して、コロラドにおいて交付送達した。被告が応訴しなかったため、原告勝訴の判決が下された。原告は、次にコロラド州の裁判所に、ワイオミング判決の執行判決を求めて、提訴した。被告は、ワイオミングの判決は適正手続条項に反する、と主張した。

コロラド州の最高裁判所は、ワイオミング判決の事実認定と判決の整合性に矛盾があるとして、ワイオミング判決を無効と認定した。原告は、連邦最高裁判所に上告した。連邦最高裁判所は、コロラド州最高裁判所の判決を破棄した。

##### (争点)

コロラド州裁判所のワイオミング判決に対する認定は「完全な信頼と信用」条項に違反か。また、住所を根拠に非居住者に対する対人裁判権を行使することは適正手続条項に反しないか。

##### (判旨)

1. ある州の判決について、他州が被告に対する裁判権の欠如または事物裁判権の欠如を審査することは許される。しかし、判決が文面上一般管轄権をもつ裁判所の記録に基づくとみられるときは、連邦憲法の「完全な信頼と信用」 (full faith and credit) 条項 (第 4 条第 1 項) は、本案の請求原因、判決の整合性、または判決の前提とする法原則に対する他州の審査を排除するものである。したがって、ワイオミング州の判決が被告に対する裁判権に基づくものである場合には、ワイオミング州判決の整合性にわたる審査を行ったコロラド州最高裁判所の判決は無効である。



2. 被告が住所を有するということは、それだけで、適正な代替的送達方法によって、当該州に不在する被告に対して当該州の裁判権に服させるのに十分な基礎である。

代替的送達方法としては、不在被告に対して、州外において交付送達する方法とともに、その州内の通常の居住場所に送達する方法も許される。ただし、このような方法は、適正手続上は、用いられた方法が、被告に対して手続と弁明の機会を現実告知するよう合理的に設計されたものでなければならない。本件では、州外において、被告に対して交付送達されているから、送達方法において欠けるところはない。

州の住民に対する権限は、住民が州に不在しているという事実のみによって終了するものではない。州は、住民が州に住所 (domicile) を有しているということによって、彼に特権を付与し彼と彼の財産に保護を与えていることに対応して、彼に義務を課することができる。住民の責任は、住所が作り出すその州との関係から発生する。住所に付随する権利と特権と同様に、付随する義務は、その州に継続して所在 (presence) することに依拠していない。

---

5 インシュランス・コープ事件 [Insurance Corp. of Ireland. Ltd. v. Compagnie des Bauxites de Guinea, 456 U.S. 694 (1982)]

(事実)

原告は、デラウェア州法人であるが、ギニア共和国に主たる事務所を有し、鉱山を経営していた。その親会社ハルコ社は、原告との管理業務委託契約に基づき、原告のために事業損失に保険を掛けた。原告は、機械の故障により事業損失を出したので、保険引受人に保険金の支払いを求めたが、支払いを拒否された。ペンシルベニア西部地区連邦地方裁判所に提訴したが、被告であるロンドンの保険会社 14 社は、特別応訴して対人裁判権の欠如を主張した。裁判所は対人裁判権の基礎となる被告のペンシルベニア州での取引について証拠開示を命じたが、被告は裁判所から繰り返し期限猶予と警告を受けたがついに命令に応じなかった。裁判所は、被告に対する制裁として（連邦民事訴訟規則 37 条）、対人裁判権を基礎づける事実があるものとみなした。

被告は、第 3 巡回区連邦控訴裁判所が地裁の判断を支持したので、連邦最高裁判所に上告した。連邦最高裁判所は、地裁の認定を支持した。

(争点)

特別応訴する被告に対人裁判権の基礎事実について証拠開示を命じ、その制裁としてその事実ありとみなすことは、適正手続条項に反するか。

(判旨)

連邦裁判所の事物裁判権は、制限的主権しかもたない連邦政府の裁判所である（連邦憲法第 3 条）という性質に基づき、連邦の権限に対する制限として機能する。その結果、(1) 当事者の合意によって連邦裁判所に事物裁判権を与えることはできない。(2) 手続の初めにおいて当事者が争わなかったとしても、被告が事物裁判権を放棄したことにはならない。(3) 裁判所は職権によって事物裁判権の欠如を問題にすることができる。

裁判所の対人裁判権は、適正手続条項（連邦憲法修正 5 条および 14 条）に基づき、個人の自由権を保護するよう機能する。その結果、他の権利と同じように本人の明示・黙示の承諾によって放棄できる。たとえば、(1) 応訴によって、(2) 当事者による管轄裁判所の合意によって、(3) 対人

裁判権の認諾によって、(4) 仲裁契約によって、(5) 時機に遅れた異議申立によって。

被告は、応訴せず、欠席判決を受ける危険を冒し、後の手続において対人裁判権を争う自由を有する。他方、対人裁判権を争うというかぎられた目的のために裁判所の裁判権に応じること(特別応訴)によって、被告は、裁判権の争点について裁判所の決定に従うことを承諾している。その決定は、後の手続において既判力をもっている。したがって、被告は、特別応訴した場合、裁判権の争点について裁判所の規則に従わなければならない。

---

## 6 シェーファー事件 [Shaffer v. Heitner, 433 U.S. 186 (1977)]

### (事実)

被告らは、デラウエア州法人であり、アリゾナ州に主たる事務所を有し、全米において長距離バスを運営しているグレイハウンド社およびその子会社の取締役その他の役員であった。原告は、グレイハウンド社の一株株主であった。原告は、被告らが反トラスト訴訟などで敗訴し、会社に損害を与えたとして、株主代表訴訟を、デラウエア州裁判所に起こすとともに、被告らがデラウエア州に有する（注：株券はデラウエア州にはなかったが、デラウエア州法では株式は会社設立州に所在すると考えられた）グレイハウンド社の株式を差し押さえた。被告らは、特別応募して、デラウエア州の裁判権を争った。

デラウエア州の裁判所は差し押さえられたデラウエア州に所在する財産に基づいて、被告らに準対物裁判権を認めた。被告らは、インターナショナル・シュー事件に基づき、被告らとデラウエア州との間に最小接点の欠如を主張して、連邦最高裁判所に上告した。連邦最高裁判所は、最小接点の理論を適用して、裁判権を否定した。

### (争点)

準対物裁判権は、ペノイヤー事件判決で認められた伝統的裁判権として、適正手続条項上認められるか。あるいは、インターナショナル・シュー事件で展開された最小接点の理論が適用されるか。

### (判旨)

ペノイヤー事件で確立された理論は見直すべき時期に来ている。対物裁判権の行使を正当化するには、その基礎は、その物に対する関係者の権利について裁判権を行使することが正当化されるに十分なものでなければならない。関係者の権利に対する裁判権の行使が適正手続条項に合致するかどうかを決定する基準は、インターナショナル・シュー事件で展開された最小接点の基準である。州内に財産があるということによって法廷地州と被告と訴訟との間に接点があれば、裁判権を生ずる。たとえば、財産自体が原被告間の紛争の原因である場合には、通常、当該財産のある州には裁判権がある。このような場合には、州内にある財産に対する被告の権利主張は、通常、その州の保護を受けることを期待していることを示している。州内にある財産の市場性を保障すべき州の強い

利益および州内にある財産について紛争の平和的解決のための手続を定めるべき州の強い利益も、また裁判権を認める要因になる。また、被告が財産を所有しており、請求原因がその所有関係から発生する権利・義務に関係する場合、不在所有者の土地から生じた損害の賠償を求める訴訟について、財産の所在は裁判権を認める要因になる。

したがって、対物裁判権が認められていた事件は、インターナショナル・シュー事件の基準が導入されても影響を受けることはないと思われる。しかし、準対物裁判権が認められていた事件は、重大な変化を生ずる。これらは、原告の請求原因と無関係な財産が裁判権の基礎にされていた事件である。

デラウエア州裁判所は、被告がデラウエア州に財産を有することを基礎にして裁判権を主張しているが、当該財産は本件訴訟の目的物でも、請求原因が当該財産に関連するわけでもない。被告らが会社の取締役その他の役員の地位に就いているということは、会社の設立州における株主代表訴訟において、法廷地州との最小接点としては不十分である。

---

## 7 ハンソン事件 [Hanson v. Denckla, 357 U.S. 235 (1958)]

### (事実)

故ドナーは、ペンシルベニア州に住んでいたときにデラウェアの信託会社に財産を信託した。ドナーは、後にフロリダ州に移り、そこで遺言書を残して死亡した。遺言執行者である被告は、信託条項に従い、信託財産の受益者を指定した(新信託)。ドナーの遺言書の受遺者である原告は、新信託の無効および信託財産の被上告人への帰属の確認を求めて、被告らに対して、フロリダ州裁判所に訴えを起こした。被告は欠席した信託会社に対する裁判権の欠如を主張した。

フロリダ州裁判所は、ドナーの遺言検認権原は死亡地であるフロリダ州にあるとして、信託会社に対する対物裁判権を認めた。被告が連邦最高裁判所に上告したが、連邦最高裁判所は、フロリダ州の信託会社に対する対物裁判権および対人裁判権のいずれをも否定した。

### (争点)

被相続人の相続地州は、州外の信託会社を受託人とする信託財産に関して、受託人に対物裁判権をもつか。

### (判旨)

対人裁判権に基づく判決は、原告のために被告に対し個人的責任または義務を課すものである。対物裁判権に基づく判決は、特定の財産に対するすべての者の権利に影響を与えるものである。準対物裁判権に基づく判決は、特定の財産に対する特定人の権利に影響を与えるものである。準対物裁判権には二種類ある。一つは、原告が目的財産に対する既存の権利の確保をはかり、特定人の類似の権利の消滅もしくは不存在確認を求めるものである。他の一つは、原告の財産から被告に対する請求権の満足を得ることを求めるものである。

物理的権力に基づく州裁判所の対物裁判権は、その権力の及ぶ範囲と他州の同等の権力によって、制限される。対物裁判権の基礎は、法廷地州の領土内に目的財産が存在することである。有体財産の場合には、その法理の適用において何らの問題もないが、無体財産の所在はしばしば論争の元となる。当事者間に、信託財産の所在がデラウェア州にあることは争いが無い。フロリダ州裁判所は、フロリダ州の検認および遺言書

の解釈に対する権限が裁判権の十分な基礎となると論じている。しかし、州は、その裁判所の検認した遺言書に基づいて移転する財産を増加することを決定できるとしても、これのみをもって、生前処分の有効性について裁判する対物裁判権を取得するものではない。これが許されれば、検認裁判所は、その州も被相続人も帰属を決定する権限をもたない財産に対して全州にわたる裁判権をもつことになる。被相続人の住所地も、信託財産に対する裁判権の基礎として使用することはできない。対物裁判権の問題については、動産の所在は所有者の住所地にあるという法理は虚構でしかない。所有者の住所が法廷地にあるということは、対物裁判権を行使するうえで、財産に対する十分な関連性とはならない。

被告が他州において訴訟遂行する負担がいかに小さいものであっても、対人裁判権を行使するに十分な「最小接点」を被告が法廷地州にもっていないければ、被告は応訴する必要がない。信託会社はフロリダに何の関係ももっていない。信託条項に基づく受益者の指定がフロリダで行われたことは、フロリダ州に最小接点をもたらすものではない。被告以外の者による一方的行為によってつくられた法廷地州との関係は、最小接点の要件を満たさない。重要なのは、被告が意図的に法廷地州において活動する特権を利用する行為を行ったことである。

---



8 バーガーキング事件 [Burger King Corporation v. Rudzewicz, 471 U. S. 462 (1985)]

(事実)

原告は、フロリダ州マイアミに主たる事務所を有し、全米においてハンバーガーレストランのフランチャイズ・ビジネスに従事していた。被告は、ミシガン州に居住し、原告とフランチャイズ契約を締結して、ミシガン州でハンバーガーレストランの営業を始めた。契約では、契約の成立地はマイアミ、準拠法はフロリダ州法、契約金の支払地はマイアミの本社と規定されていた。また、被告への営業政策指示、被告からの通知の送り先および被告との問題の解決窓口は、原告のミシガン地区事務所ではなく、マイアミの本社とされていた。被告は、景気の後退によって売上げが落ちたため、原告への契約金の支払いを滞った。原告は契約を解除したが、被告は原告の商標を使用して営業を継続した。そこで、原告は、契約違反、商標侵害を理由に、フロリダ南部地区連邦地方裁判所に訴えを起こした。被告は、契約違反および商標侵害についてフロリダに最小接点がないと主張して、被告に対する対人裁判権を争った。連邦地裁は、フロリダ州のロングアーム法を適用して、対人裁判権を認めた。被告は、商標侵害については和解し、契約違反について対人裁判権を争って上訴した。第11巡回区連邦控訴裁判所が対人裁判権なしと判決したので、原告は連邦最高裁判所に上告した。連邦最高裁判所は、対人裁判権を認めた。

(争点)

契約違反をめぐる事件の最小接点は、契約成立州にあるか、準拠法州にあるか、契約履行地州にあるか。

(判旨)

ある活動が他州の裁判権に服することになるについて「公正な警告」を必要とすることによって、適正手続条項は、被告にその活動の結果発生する訴訟について準備できるよう予測可能性を与えている。被告が意図的に法廷地の住民に向けて活動し、かつ、訴訟が当該活動からもしくは関連して生じた損害についてのものである場合には、法廷地を合意していない州外の被告に対して個別裁判権を及ぼすについて、「公正な警告」の要件を満たしている。

被告が意図的に法廷地州に最小接点を作成したか否かが分水嶺である。他州において損害が発生することの予見可能性は重要ではない。原告の一方的活動は、被告の法廷地との最小接点の要件を満たすものではない。突発的な、偶然のもしくは希薄な接点、または原告もしくは第三者の一方的活動による接点では足りない。被告が法廷地で活動する特権を利用し、法廷地法の恩恵および保護を享受するような、被告自信が作成した法廷地との実質的な関係 (substantial connection) が必要である。被告が物理的に法廷地に入ったか否かは重要ではない。

いったん、被告が法廷地州に最小接点を作成したと判断されれば、これらの接点について、対人裁判権を認めることが「フェアプレーと実質的正義」に合致するか否かが他の要素から検討される。

第一に、当該法廷地で訴訟遂行を強いられる被告の負担。

第二に、法廷地州の当該事件に対する利害。

第三に、原告の便利かつ有効な救済を受ける利益。

第四に、争訟にもっとも効率的な解決を与えるべき連邦制度上の利害。

第五に、基本的社会政策を進めるべき各州が共有する利害。

最小接点の要件が満たされる場合、被告において、被告を当該法廷地の裁判権に服させることがフェアプレーと実質的正義の伝統的観念に反することを立証しなければならない。

他州の者と契約を結んだというだけで自動的にその州との間に最小接点を生ずるわけではない。契約成立地または契約履行地に、機械的に、最小接点を生ずるというものでもない。契約は交渉から取引の実行に至る中間段階にすぎない。被告が原告との契約から生じた紛争についてフロリダとの間に最小接点をもつのは、被告が、進んでミシガン州を越え、フロリダに本拠を置く原告と提携して長期フランチャイズ権とその多岐にわたる恩恵を受けるよう交渉し、現にこれを受け、さらに契約条件に違反してフロリダの原告に予見可能な損害を与えたからである。被告とフロリダ州の関係の性質は、突発的な、偶然のもしくは希薄な接点とはいえない。

また、準拠法の選択それ自体では、最小接点としては不十分であるが、被告が意図的に法廷地州法の恩恵と保護を受けていたか否か判断するうえで考慮されなければならない。被告が20年の長期契約を結んだことは、フロリダとの意図的な関係を強化し、フロリダでの訴訟に服するに

至る合理的な予見可能性を強めている。被告は、意図的にフロリダ法の恩恵と保護を利用したと述べている。

被告は、最小接点があっても、被告にフロリダの裁判権を及ぼすことはミシガン州の利益を侵害するから合理性を欠くと主張するが、どのようにミシガン州の利益が侵害されるのかを立証していない。単に被告にとって不便であるということは、最小接点がある以上、法廷地変更の問題にとどまる。

なお、契約条件は、詐欺、脅迫または交渉力の過度な不均衡によって決められたものであって、その適用が事実上一方当事者の裁判を受ける権利を奪うこととなる場合には、裁判権の有無の決定の拠り所とされてはならない。

---

9 キートン事件 [Keeton v. Hustler Magazine, Inc., 465 U.S. 770 (1984)]

(事実)

被告は、オハイオ州法人であるが、カリフォルニア州に主たる事務所を有し、全米に月刊誌ハスラーを発行していた。原告は、ニューヨーク州の居住者であるが、ハスラー誌によって名誉を毀損されたとして、オハイオ州の裁判所に訴えた。しかし、オハイオ州の裁判所は、オハイオ州の出訴期限法によって、訴えを却下した。そこで、原告は、出訴期限の長いニューハンプシャー州の連邦地方裁判所に再び訴えを起こした。被告は、被告に対するニューハンプシャー州の対人裁判権を争った。ニューハンプシャー州のロングアーム法は、「州外法人がニューハンプシャーで不法行為の全部または一部を犯した場合、当該行為は、当該州外法人がニューハンプシャーで事業活動を行っているものとみなす」と規定していた。

第1巡回区連邦控訴裁判所は、適正手続条項に基づきニューハンプシャー州の被告に対する関連性が小さいとして、対人裁判権を否定した。原告はこれを不服として連邦最高裁判所に上告した。連邦最高裁判所は、対人裁判権を肯定した。

(争点)

原告が「シングル・パブリケーション・ルール」に基づき全米での損害の賠償を求める場合でも、法廷地の出訴期限が並外れて長い場合でも、原告が法廷地との間に接点をもたない場合でも、法廷地と被告との間に最小接点があれば対人裁判権が認められるか。

(判旨)

被告が法廷地州において雑誌を定期的に配布した行為は、雑誌の内容に基づく名誉毀損訴訟において、裁判権行使の基礎として十分である。通常の業務として被告がニューハンプシャー州内に雑誌を配布する行為は、意図してニューハンプシャーに向けたものであり、ニューハンプシャーの住民に不可避免的に影響を与えている。このように定期的に毎月数千部の雑誌を販売することは、いかなる解釈によっても、突発的、孤立的、または希薄的ということはいえない。したがって、通常、適正手続条項上の最小接点の要件を満たしている。また、ニューハンプシャー州のロングアーム法は、非居住者に対する送達を認めている。

いわゆる「シングル・パブリケーション・ルール」に基づき、ニューハンプシャーでの訴訟において当該名誉毀損によって原告が全米において受けた損害の賠償を求めたとしても、被告が法廷地州において雑誌を規則的に配布した行為は裁判権行使の基礎として十分である。ニューハンプシャー州は、州内で生じた損害に対して救済を与えるについて重大な利益を有しており、州内での名誉毀損が州内で非居住者に損害を与えた場合にはその損害に対しても利害を有する。原告の名声がいかに小さいものであってもいまだ損なわれていなければ、名誉毀損的言辞の伝達が法廷地の居住者の間に消極的名声を作り出すことがある。「シングル・パブリケーション・ルール」を通じて、ニューハンプシャー州は、名誉毀損によって生じたすべての争点と請求を単一の手続によって効率的に裁判する法廷地を提供することによって、他州と協力する実質的利益を有している。ニューハンプシャー州が州内で発生した損害に対してもっている利益と単一裁判地を提供するうえで他州と協力する利益とによって、被告のニューハンプシャーとの接点を、原告の全米における損害賠償の請求について、裁判権行使の基礎とすることができる。

ニューハンプシャー州の出訴期限は他州に比べて長いが、これもニューハンプシャーの裁判権を否定する理由にはならない。この問題は、準拠法選択の問題であって、裁判権有無の問題ではない。

また、被告と法廷地州との接点の欠如も、裁判権否定の理由とはならない。原告の訴訟を原告の住所地に限定すべき理由はない。被告に訴訟遂行を強いることのできるだけの最小接点を被告がもっている州であればどこでも、原告は訴訟を提起することができる。

10 ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件 [World-Wide Volkswagen Corporation v. Woodson, 444 U.S. 286 (1980)]

(事実)

ニューヨーク州の居住者がニューヨークでアウディを買ったが、オクラホマ州を運転中事故で死亡した。遺族が、事故の原因は車の欠陥にあるとして、西ドイツのメーカー、アメリカの輸入業者、ニューヨーク周辺地区のディストリビュータ、故人に車を売ったディーラーを、事故の現場であるオクラホマで訴えた。前2者は応訴したが、後2者（以下被告らという）はオクラホマの裁判権を争った。被告らはいずれも、オクラホマにおいて何らの活動もしておらず、また前2者とは独立した関係にあった。オクラホマ州のロングアーム法は不法行為による損害が州内で発生し、加害者が州内で定期的に活動するかまたは州内で使用される商品から相当の収入を得ている場合には対人裁判権を認めるものであった（統一ロングアーム法3項に相当）。州最高裁判所は、被告らの販売した車がオクラホマで使用されており、これら使用されている車から被告は相当の収入を得ているところ、被告らの販売した車がオクラホマで使用されることは予見可能であるから、対人裁判権を認めることは適正手続条項に反しない、と判決した。被告らは、これを不満として、連邦最高裁判所に上告した。連邦最高裁判所は、対人裁判権を否定した。

(争点)

法廷地州において何らの活動をしていなくとも、そこでの損害の発生と法廷地への商品流入の予見可能性とだけで、対人裁判権を認めることは適正手続条項に反しないか。

(判旨)

州裁判所は、被告と法廷地州との間に最小接点が存在する場合にのみ、非居住者である被告らに対して対人裁判権を及ぼすことができる。最小接点の概念は、被告に訴訟遂行上の利益を守るとともに、各州が連邦邦制度上保障されている主権の限界を互いに越えてないことを確保するという二つの機能を有する。

被告の法廷地州との接点は、訴訟を維持することが「フェアプレイと実質的正義の伝統的観念」(traditional notions of fair play and substantial justice) に抵触しないようなものでなければならない。す



なわち、訴訟遂行させることが合理的なような接点でなければならない。合理的であるためには、被告の訴訟遂行の負担とともに、当該紛争の解決に対する法廷地州の利害、簡便かつ有効な救済を求める原告の利益、争訟のもっとも効率的な解決を与えるべき連邦制度上の利害、および、基本的社会政策を進めるべき各州が共有する利害が考慮されるべきである。たとえ、被告に当該法廷地で訴訟遂行するにあたって何らの不都合がないとしても、当該法廷地州が当該訴訟に自州法を適用すべき強い利害があったとしても、または、当該法廷地州が訴訟にもっとも便利であったとしても、適正手続条項は、連邦制度確保の手段として、当該法廷地の裁判権を否定するように機能する。

被告らは、オクラホマにおいて何らの活動（販売・宣伝）もしておらず、オクラホマ州法の恩恵および保護を利用していない。車は移動するように設計されまた他州に移動することが予見されているということは、適正手続条項上、対人裁判権の発生に十分ではない。被告らの売った車の買主がオクラホマに車を持ち込むことは予見可能であるが、このような単なる買主の一方的行為は、被告らの法廷地との接点を満足するものではない。会社が法廷地州で活動する特権を自ら利用するときは、そこでの訴訟に服することになる明確な認識理由があり、それに備えて手を打つこともできる。したがって、応訴した西ドイツのメーカーやアメリカの輸入業者には、直接または間接的にオクラホマを含めた多州にその製品を販売するべく活動をしているので、これらの州の裁判権を及ぼしても不合理的ではない。ある会社が法廷地州の顧客に買わせるべく期待をもって製品を商品の流れに置いた場合、この会社に対人裁判権を及ぼすことは適正手続条項に反しない。

被告は、オクラホマで使用されている車から相当の収入を得たかもしれないが、両者には条件関係があるにすぎず、あまりにも希薄な関係であって対人裁判権を正当化することはできない。



11 マギー事件 [McGee v. International Life Insurance Co., 355 U.S. 220 (1957)]

(事実)

カリフォルニアの住民がアリゾナ州法人である保険会社の生命保険に加入した。被告は、テキサス州法人の保険会社であるが、前記アリゾナ州の保険会社の契約を引き継ぎ、契約に従って保険証書を上記カリフォルニア住民に発行し、カリフォルニアから送金される保険料を受け取っていた。しかし、上記カリフォルニア住民が死亡し、その母親である原告が保険金の受取人として保険金の支払いを求めたが、被告は死亡原因が自殺であると主張してこれに応じなかった。カリフォルニア州保険法典は、カリフォルニア住民が当事者である保険契約について、非居住者である保険会社に対する対人裁判権および書留郵便による州外への送達を認めていた。原告は、これに基づき、保険金の支払いを求めて、被告をカリフォルニア州裁判所に訴えた。原告が勝訴判決についてテキサス州裁判所で執行判決を求めたが、テキサス州の裁判所は、カリフォルニア州裁判所が被告に対する対人裁判権を認めたことは適正手続条項（連邦憲法修正 14 条）に反するとして、カリフォルニア州裁判所の判決を無効と判決した。原告は、これを不服として、連邦最高裁判所に上告した。連邦最高裁判所は、対人裁判権を肯定した。

(争点)

法廷地州に対する関係が原告との保険契約だけであっても、対人裁判権を認めることは、適正手続条項に反しないか。

(判旨)

今日においては、多くの商業取引がふたつ以上の州にまたがり、アメリカ大陸いっばいに当事者が広がっていることもある。このような取引の全国化は、州境を越えて郵便によって行われる取引の量が増えたことに伴う。

訴訟が法廷地州と実質的関連性をもつ契約に基づいているというだけで、適正手続条項の目的上は十分である。契約書はカリフォルニアに送付され、保険料はカリフォルニアから輸送され、被保険者は死亡の時にカリフォルニアの住民であった。カリフォルニア州が保険会社の支払い

拒否に対して住民のために有効な救済手段を定めるべき重大な利益を有することは、否定できない。

---

## 12 カルコ事件 [Kulko v. Superior Court of California, 436 U.S. 84 (1978)]

### (事実)

原告と被告は、ニューヨーク州に住んでいたが、被告が朝鮮戦争に従軍する直前、立ち寄ったカリフォルニア州で結婚した。帰国後、原告と被告は、ニューヨークで結婚生活を営み、1男1女をもうけた。約10年後、2人は離婚し、原告はカリフォルニアに移るとともに、子供は父親である被告が養育し、学校が休みである間は母親である原告とともに過ごすこととされた。1年後、娘が原告と暮らしたいと言ったため、被告は娘に片道航空券を持たせてカリフォルニアに送り出した。さらに3年後、息子が原告に原告と暮らしたいと電話したため、被告の知らないうちに原告は息子に航空券を送りカリフォルニアに呼び寄せた。そして、原告は、被告に対して、子供の養育費を求めてカリフォルニア州の裁判所に訴えを起こした。被告は、特別応訴して、カリフォルニア州の対人裁判権を争った。

カリフォルニア州最高裁判所は、被告が娘をカリフォルニアに送り出した行為に、カリフォルニア州法の恩恵と保護を意図的に利用する行為があると認めて、対人裁判権を肯定した。被告は連邦最高裁判所に上告し、連邦最高裁判所は、カリフォルニア州の対人裁判権を否定した。

### (争点)

子供の養育費を求める訴訟において、子供の住所地のある法廷地州は、非居住者である親に対して対人裁判権を有するか。

### (判旨)

連邦憲法修正14条の適正手続条項は、非居住者の権利・利益に影響する判決を下す州裁判所の裁判権を制限する機能を果たす。被告に原告への義務・責任を課す有効な判決は、被告たる者に対する対人裁判権を有する裁判所のみが、これを下しうる。対人裁判権は、被告に対する合理的な訴訟係属の通知と、被告に訴訟遂行を強いるのが公正であるだけの被告と法廷地州との十分な関連性が本件では争われている。

被告が13年以上前にカリフォルニアに立ち寄ったこと、その際カリフォルニアで結婚したことは、本件の請求原因とは関連性がない。

原告がカリフォルニアに住んでいることと、子供たちを学校の休みの間カリフォルニアで暮らさせたことは、原告の一方的行為であって、被告が法廷地州で活動する特権を意図的に利用した行為とはいえない。

娘が原告と暮らしたいと言ったときこれを許し航空券を持たせてカリフォルニアに送り出したのは、別居契約の合意以上の行為ではあるが、これをもって、被告がカリフォルニア州法の恩恵と保護を意図的に利用した行為ということとはできない。被告の行為は、黙認以上のものではない。娘を引き止めるべきであったとするなら、家族関係に不合理な負担を課すことになる。また、娘をカリフォルニアに送り出したことによって、被告は経済的負担を減少させたが、カリフォルニア州の恩恵を受けることを期待したわけではない。（「効果理論」(effect test)の適用は、法廷地での損害を生じさせる悪意の行為にかぎられるべきである。）経済的負担の減少は、子供がカリフォルニアに存在したことによるものではなく、ニューヨークから不在したことによるものである。したがって、この経済的利得はカリフォルニアの対人裁判権の根拠となるものではない。

カリフォルニア州は居住する未成年者の福祉に対して重大な利害をもっている。しかし、子供がカリフォルニアにいるということは、準拠法の問題としてニューヨークでの訴訟においてカリフォルニア州法を適用すべき根拠とはなっても、カリフォルニアが被告に対して対人裁判権をもつ根拠とはならない。

---

13 アサヒメタル事件 [Asahi Metal Industry Co., v. Superior Court of California, Solano County, 480 U.S. 102 (1987)]

(事実)

カリフォルニア州でのオートバイの事故で同乗の妻が死亡し、自らも重傷を負った者が、事故の原因がタイヤの欠陥にあるとして、台湾のタイヤ・チューブ・メーカーをカリフォルニア州裁判所に訴えた。このタイヤ・チューブ・メーカー（本件原告）は、タイヤの欠陥はチューブ・バルブにあるとして、日本のバルブ・メーカー（本件被告）に対して引き込み訴訟を起こした。原告が被害者との間で和解したので、本件原被告間の求償問題をめぐる引き込み訴訟だけが残った。

カリフォルニア州のロングアーム法は、「州または連邦の憲法に抵触しないいかなる根拠事由に基づいても」裁判権を及ぼしうるものとしている。被告は、被告に裁判権を及ぼすことは連邦憲法修正第 14 条の適正手続条項に抵触すると主張して、領土裁判権を争った。被告は、バルブを日本で製造し、原告との契約も台湾で行われ、引渡しも台湾で行われている。被告は、バルブを組み込んだ原告のタイヤ・チューブがアメリカに輸出されることは認識していたが、それ以上の関係はカリフォルニアとの間にはない。

カリフォルニア州最高裁判所は、被告がバルブを原告に販売することによってバルブを商品流通 (stream of commerce) に置いたこと、およびその製品がカリフォルニアにも持ち込まれるであろうことを認識していたことのみで、適正手続条項を満たすと認定し、カリフォルニア州に領土裁判権を認めた。被告は、これを不満として、連邦最高裁判所に上告した。連邦最高裁判所は、全員一致で、対人裁判権を否定した。

(争点)

法廷地州において何らの活動をしていなくとも、商品を流通 (stream of commerce) に置いたことと、法廷地への商品流入の予見可能性だけで、対人裁判権を認めることは適正手続条項に反しないか。

(判旨)

1. 最小接点の要件

[相対多数意見（4名）] 対人裁判権の有無の分水嶺は、被告が意図して（purposefully）法廷地に最小接点を築いたか否かにある。最小接点の認定に必要な被告と法廷地との間の実質的関連性は、被告が意図的に法廷地に向けた行為から生じたものでなければならない。製品を商品流通（stream of commerce）に置いただけでは、被告が意図的に法廷地に向けた行為ではない。それ以上の行為、たとえば、法廷地州の市場向けに製品を設計すること、法廷地州において宣伝広告すること、法廷地州の顧客に定期的にアドバイスを与えるためのルートを設定すること、法廷地州において被告の販売代理店として活動することを合意しているディストリビュータを通じて製品を販売することなどの行為は、被告が法廷地の市場に供給する意志または意図を示すものでありうる。しかし、商品流通が製品を法廷地にもたらすであろうことの認識は、商品流通に製品を置く行為を、意図的に法廷地に向けた行為にまで高めるものではない。したがって、被告はカリフォルニア州に最小接点をもっていない。

[二つの少数意見（計5名）] ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件の場合は消費者が法廷地に製品を持ち込んだが、本件では被告が製品を定期的に流通に置いて間接的に法廷地に製品を持ち込んでいる。被告は法廷地への製品の流れを認識しているので、訴訟が起こっても被告への不意打ちとはならない。被告は、製品の流れによって法廷地から間接的に経済的利益を受けている。被告は、法廷地の市場を意図的に利用している。したがって、被告はカリフォルニア州に最小接点をもっている。

[注： 商品を流通においたことと法廷地への商品流入の予見可能性だけで最小接点が認められるかについて以上のように裁判官の意見が分かれ、「法廷意見」が形成できなかつたので、下級審の意見も分裂したままとなっている。たとえば、第5巡回区連邦控訴裁判所は、従来のまま少数意見と同じ見解をとることを宣言している（Ham v. LA Cienega Music Co., 4 F.3d 413 (5th Cir. 1993)）。]

## 2. 合理性の要件

被告に対する対人裁判権を認めることは、「フェアプレイと実質的正義の伝統的観念」（traditional notions of play and substantial justice）に抵触する。合理性の判定にあたって、裁判所は、被告の訴訟遂行の負担、当該紛争の解決に対する法廷地州の利害、および簡便かつ有効な救済を求める原告の利益、さらに、争訟のもっとも効率的な解決

を与えるべき連邦制度上の利害、および、基本的社会政策を進めるべき各州が共有する利害を検討しなければならない。

本件では、被告の負担は、外国での訴訟遂行であるので、著しいものがある。最小接点が存在する場合には、原告と法廷地の利益が、被告の負担に優越することがある。しかし、本件では、原告は、台湾または日本ではなくカリフォルニアでの訴訟が原告の救済に便利であることを証明していない。また、カリフォルニア州は、原告が非居住者であるし、紛争が安全基準の問題ではなく原被告間の求償の問題であるから、この訴訟に対してあまり利害関係をもっていない。

争訟のもっとも効率的な解決を与えるべき連邦制度上の利害、および、基本的社会政策を進めるべき各州が共有する利害の考慮は、本件のような国際訴訟の文脈では、法廷地州が裁判権を行使した場合に、その利害に影響を受ける外国の手続法上および実体法上の方針を検討することを必要とする。国際分野にわが国の対人裁判権の観念を及ぼす場合、大いなる留意と謙譲を行使すべきである。したがって、被告に対人裁判権を及ぼすことは、合理的でも、フェアでもない。

---